

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期目標

文部科学大臣指示

平成19年4月1日

(序 文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

(前 文)

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、政府全体として、障害者基本法や障害者基本計画及び発達障害者支援法等に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が推進されている。その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。

このため、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション(使命)とする。

このミッションを達成するためのビジョン(方向性)として、研究所は、①国の特別支援教育政策立案及び施策の推進に寄与する研究や、教育現場の喫緊の課題に対応した実際的な研究を行い、研究成果を教育現場等に還元すること、②都道府県等において特別支援教育の指導的な役割を果たす教職員を対象に、体系的・専門的な研修事業を実施し、各都道府県等における教職員の専門性・指導力を高める活動を支援すること、③都道府県等の教育相談機能を高めるための支援を行うこと、④特別支援教育に関する国内外の情報を収集・分析・整理し、データベース化を進めるなど、総合的な情報提供体制の充実を図ること、⑤諸外国の大学、研究機関等との連携・協力、交流を推進し、諸外国に対する我が国の特別支援教育に係る実践的な研究成果等を発信することや、アジア諸国における特別支援教育の発展・充実へ向けた支援を行うこと等により特別支援教育の振興に寄与するものとする。

中期目標期間においては、研究所のミッションとビジョンに基づき、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、教育相談活動、情報普及活動及び国際交

流活動を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとしての機能のより一層の充実を図る必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

一般に指導内容・方法などに関する教育研究は、その開発、実践、効果の検証などの息の長い取組が必要である。加えて特別支援教育においては、一人一人の障害の特性や状態について長期にわたる観察・アセスメントが不可欠である。これらのことから研究所の中期目標の期間は、平成18年4月1日の日から平成23年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

障害者基本法(昭和45年法律第84号)や障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)及び発達障害者支援法(平成16年法律第167号)等の趣旨を踏まえるとともに、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、①特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究、②教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究、③国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究、④障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究に重点化して実施すること。

特に、国政上の重要な政策課題となっている学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症等の発達障害のある幼児児童・生徒等への適切な教育的支援、支援体制の整備に関する研究を充実させるなど、特別支援教育のナショナルセンターとして求められる研究を戦略的かつ機動的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献すること。

なお、これらの研究については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行うとともに、研究成果を迅速に提供するため、全ての研究課題に年限を設けること。

また、研究のより一層の充実を図るため、競争的研究資金の獲得にも努めること。

(2) 評価システムの確立による研究の質的向上

研究の実施に当たっては、評価システムを確立することにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。

なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについても検証すること。

(3) 大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による総合的な研究の推進
教育、福祉、医療、労働等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進するため、従来から連携を図っている研究協力者及び協力機関に加えて、新たな研究参画者を全国から広く公募すること。

また、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実際的な研究の質的向上を図ること。

(4) 研究成果の普及促進等

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するとともに、教育関係者はもとより広く一般にも公開し、研究成果の理解促進等の普及を図ること。その際、情報通信技術の活用など、教育現場等で活用しやすい形による研究成果の普及に努めること。

なお、研究成果の普及等を図ることを目的に実施しているセミナーについては、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムとし、受講者である教育現場等の関係者における研究成果の理解の促進や情報の共有を図るとともに、参加者の意見等を集約することにより、研究計画及び研究内容の質の向上に資すること。

また、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等への研究成果の普及を積極的に行うとともに、都道府県等における特別支援教育に関する研修の質の向上にも貢献すること。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上

第1期中期目標期間中において、1年の研修期間で行われている長期研修(特殊教育指導者養成研修)については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、廃止することとし、特別支援教育の指導者の養成につながる新たな研修制度を構築し、提供すること。

なお、新たな研修制度においては、都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、研究所で行っている国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究へ直接参画するなどの研修プログラムを提供し、都道府県等における教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ること。

(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

各都道府県等における障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見を踏まえ、各障害の特性等に応じた専門的かつ技術的な研修を行うことにより、各都道府県等における各障害領域の教育実践の充実に寄与するための専門性の向上を図ること。

なお、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目については、インターネットを通じた講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるよう措置すること。

また、研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れるなど、受講者等の意見を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進めること。

(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月）等を踏まえ、①特別支援教育に係る政策的重要性の高い研修、②特別支援教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修、③地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修を実施することにより、各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場に立つ指導主事や教職員の専門性の向上を図ること。

なお、これらの研修については、受講者等の意見を踏まえつつ、その必要性やカリキュラム・研修内容等について逐次見直しを行い、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止すること。

(4) 情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供

各都道府県等で実施されている障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るための研修等において、研究所の行う基礎的な科目に係る研修講義を利便かつ円滑に視聴できるよう研修コンテンツの充実を図り、各都道府県等の取組を積極的に支援すること。

3 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の実施による各都道府県等の教育相談機能の質的向上

(1) 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施

都道府県の特別支援教育センター等の教育相談実施機関との役割分担を明確にするため、保護者等からの個別の教育相談については、当該機関にゆだねることとし、研究所で行う教育相談については、臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談、各都道府県等では対応が困難な発生頻度の低い障害等に関する教育相談及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談など、特別支援教育のナショナルセンターとしてふさわしい教育相談に限定して実施すること。

(2)各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援

各都道府県の特別支援教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関に対し、教育等環境全般に関する総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを実施するとともに、個人情報保護に留意しつつ、教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベースの構築・活用による情報提供等の支援を行うことにより、各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献すること。

なお、教育相談事例等のデータベースについては、運用開始後においても、その利活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うこと。

(3)臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進

各都道府県等の教育相談実施機関において質の高い一貫した教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究、総合的なアセスメント等に関する研究及び発達障害や発生頻度の低い障害への相談支援に関する研究を推進し、各都道府県等の教育相談実施機関に対し、その成果の普及を図ること

4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な知識等を提供

大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)の収集・分析・整理及びデータベース化を進め、特別支援教育に係る総合的な情報提供体制を充実することにより、特別支援教育に関する研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な基礎的知識・専門的知識等を教育現場等に提供すること。

5 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進及びアジア諸国における特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献

(1)諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進による特別支援教育の国際的な情報発信センター機能の充実

諸外国の大学、研究機関等との連携・協力、交流を積極的に推進し、諸外国の特別支援教育の取組等についての情報を収集・分析し、また、我が国の特別支援教育の取組や研究成果を紹介するなど、アジア・太平洋地域の特別支援教育に係る国際的な情報発信センターとして、国内外に対し、特別支援教育に係る総合的な情報を提供すること。

(2)特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献の推進

アジア諸国を中心とした諸外国の特別支援教育の発展・充実に向け、研究所の特別支援教育に関する知見の提供や研究者の派遣及び受入など、国際機関及び

日本の政府関係機関との連携による国際的な貢献を果たすこと。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

(1) 運営費交付金を充当して行う業務については、事務手続きの簡素化や、一般競争入札等の推進を含め一層の業務の効率化を進める。

中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。

(2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された、国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

(1) 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

① 自己収入の確保

積極的な外部資金導入を図るとともに、自己収入の確保に努める。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

② 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

(2) 財務内容の管理・運営の適正化を図ること。

Ⅴ その他業務運営に関する重要事項

(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下に、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際研究を充実させること。

(2) 施設・整備に関する計画

業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めることとし、特に、障害者や高齢者が活用しやすい施設とすること。

(3) 人事に関する計画

① 質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図る。

また、任期付研究員制度を導入すること。

② 事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努めること。